

小型船舶係留施設における係留艇変更の案内

1 変更を認める船舶

以下の条件をすべて満たす船舶

- (1) 総トン数5トン未満、船長9.99m以下、船幅2.49m以下、きつ水1m未満の船舶であること（いずれも「船舶検査手帳」に記載のものとする）。
- (2) 船舶検査証書の有効期限を有している船舶であること。
- (3) 漁船法または遊漁船法に基づく登録を受けていない船舶であること。
- (4) 水上バイク・ミニボート、ヨット類以外の小型船舶であること。
- (5) 係留施設の契約者本人が所有している船舶であること。

2 申請時に必要な書類（各一部）

- (1) 係留艇の変更に係る港湾施設（小型船舶係留施設）使用許可申請書（様式①）
- (2) 誓約書（様式②）
- (3) 「船舶検査証書」の写し
- (4) 「船舶検査手帳」（表紙及び中間検査等記載箇所）の写し
- (5) 「小型船舶登録事項通知書」の写し
- (6) 申込者の「小型船舶操縦免許証」（法人の場合は代表者もしくは組織内の免許証保持者）の写し
- (7) 船舶全体の写真（正面1枚及び側面1枚の計2枚）
※側面写真は当該船舶の船検番号が確認できるものに限ります。

以下に該当する場合は、下記の書類を提出してください。

- ・ 共同所有の場合は、小型船舶共同所有者名簿（様式③）
共同所有者全員の本人確認書類（運転免許証・保険証など）の写しを添付
- ・ 所有者以外の権限に基づき使用している場合は、所有者の承諾書（様式④）
この場合の「所有者」は船舶販売会社に限ります（個人は不可）。
割賦販売（ローン）契約書の写しを添付

3 申請についての注意

- (1) 申請書は土木課まで持参または郵送にて受け付けます。
- (2) 申請時に、1「変更を認める船舶」の条件に合致し、かつ2「申請時に必要な書類」が整っているかどうかを確認します。不備がある場合は、受付できないことがあります。
- (3) 虚偽の申請など不正行為のあった場合は、その申請を無効とします。

4 使用料

変更内容によって、施設使用料の差額が発生する場合があります。

追加の使用料が発生した場合は、納期限までに必ず全額納付してください。

既納の使用料については還付しません。

玉野市港湾施設条例の改正により使用料が改正されたときは、改正後の使用料の額とします。

	単位	使用料	備 考
護 岸	1 月	5,640 円	全長が6 m以上10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		3,820 円	全長が6 m未満で船室等を設けていないもの
	1 年	56,450 円	全長が6 m以上10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		38,340 円	全長が6 m未満で船室等を設けていないもの

浮棧橋	1月	7,650円	全長が6m以上10m未満又は、6m未満であっても船室等を設けているもの
		5,420円	全長が6m未満で船室等を設けていないもの
	1年	76,700円	全長が6m以上10m未満又は、6m未満であっても船室等を設けているもの
		54,320円	全長が6m未満で船室等を設けていないもの

5 施設使用の条件

係留施設使用にあたっては、次のような事項を遵守していただく必要があります。

使用の条件について、事前にご理解いただいていることを証するため、必ず誓約書を提出してください。

- 1 施設の使用にあたっては、当市係員の指示に従い、善良な使用を遵守すること。
- 2 使用許可期間内であっても次の場合は、許可を取り消すことがある。
 - (1) 公益上、港湾管理上若しくは市が施工する工事のため必要があると認めるとき。
 - (2) 玉野市港湾施設条例及びこの条例に基づく規則、その他関係法令等に違反したとき。
 - (3) 港湾の状況の変化その他使用許可の後に起こった事実により必要があると認めるとき。
 - (4) 施設の使用に際して、ごみの不法投棄、暴力的不法行為その他違法行為により、他の利用者に迷惑をかけるなど施設の秩序ある使用を妨げていると市が認めるとき。
 - (5) 集団的または常習的に暴力的不法行為その他違反行為を行う恐れのある者及びその組織若しくはその関係者の所有または使用している船舶であるとき。
- 3 当施設は場所を提供するだけのものであり、施設使用にあたり船舶の保守管理は、利用者の責任と負担で行うものとする。したがって当施設での盗難、き損、流失、事故等による損害については、施設管理者は、一切その責任を負わないものとする。
また、異常気象における損害発生についても同様とする。
- 4 施設の使用又は行為に起因して施設並びに第三者に損害を与えた場合は、使用者の負担と責任において、原形復旧及び損害の賠償を行うこと。
- 5 係留船舶の変更がある場合には事前に変更の許可を受けること。
ただし、本紙2の基準を満たさない船舶への変更は認めない。当施設に許可を受けた船舶以外の船舶を係留した場合は、許可を取り消すことがある。
- 6 使用許可を権利として第三者に譲渡、あるいは貸付の対象としてはならない。
- 7 許可の取り消しを受けた者に対しては、以後小型船舶係留施設の使用を許可しない。

6 問合せ

玉野市役所 2階 建設部土木課

玉野市宇野1丁目27番1号 TEL (0863) 32-5540 FAX (0863) 31-1950

午前8時30分から午後5時15分(ただし、土曜・日曜・祝日・年末年始は除く。)